

平成30年7月18日開催 東京家庭裁判所委員会報告

「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53 期)

平成30年7月18日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

平成29年に「児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月2日から施行されたこともあり、今回、「児童虐待を巡る家庭裁判所の役割」というテーマで、東京家庭裁判所の裁判官と調査官から説明がなされました。

1 児童虐待と親権の制限

(1) 親権喪失と親権停止

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の類型があります（児童虐待防止法2条）。虐待がある場合など親権の行使が困難又は不適当で、子の利益が害される場合、親権の喪失（民法834条）ないし停止（民法834条の2）の審判の申立てがなされます（ただし、親権の喪失の場合は「著しく」という要件が必要となります）。親権の喪失や停止は国家机关による親子の引き離しになるため、裁判所は子の福祉の観点から必要性や相当性を慎重に吟味します。親権喪失や親権停止の審判についての最終結論が出るまでの間、とりあえず親権者の職務執行を停止し、又は職務代行者を選任するために、保全処分の申立てがなされることもあります（家事事件手続法174条1項）。親権を制限するものとして、ほかに管理権の喪失という制度もありますが（民法835条）、ほとんど利用されていません。

(2) 児童虐待が問題となる事件類型

家庭裁判所において児童虐待が問題となる事件類型としては、親権喪失・親権停止、児童福祉法に基づく事件、親権者の変更、子の監護に関する処分などがあります。

親権争いの前哨戦として、児童虐待が問題とされる場合もあります。

親権を制限する事件の新受件数は、平成24年には239件（親権喪失111件、親権停止120件）でしたが、平成29年には373件（親権喪失118件、親権停止250件）となっています。児童福祉法28条1項事件（施設入所等の承認審判の申立て）の新受件数は、平成

24年300件、平成29年288件、児童福祉法28条2項事件（期間更新の承認審判の申立て）の新受件数は、平成24年123件、平成29年133件です。平成29年の改正により、親権者又は未成年後見人の意に反して、児童相談所長又は都道府県知事が引き続き一時保護を行おうとするとき及び引き続き一時保護を行った後2カ月を超えて引き続き児童の一時保護を行おうとするときごとに、原則として家庭裁判所の承認を得ることが必要とされました（児童福祉法33条5項）。

2 家事調停事例に現れる児童虐待

離婚調停等で、心理的虐待が問題となる場合としては、子どもの存在価値を否定するような言動を親が示す、児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応をする（例 言葉によって脅す、子どもを無視したり拒否的な態度を示す）、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（いわゆる「面前DV」）、その他児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと（例 子どもの自尊心を傷つけるようなことを繰り返し言う、他のきょうだいと著しく差別的な言動をとる）などです。心理的虐待は、虐待通告件数の約40%を占めています。

調停で当事者から子への虐待が主張された場合、調査官調査が行われることがあります。調査官が子の意向を調査する場合、何歳から子の意向が尊重されるかという質問に対し、調査官から、子の発達と子の意向をどう取り扱うかは異なり、子がその子なりの言葉で話をする場合、子の意向は尊重するが、言葉そのものだけでなく、その背景なども分析するとのことでした。

今回は、平成30年12月10日、テーマは、「親ガイダンス」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

*問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207